

第3章 まちづくりと連携した景観施策の展開

第1 公共施設の整備による都市空間の質の向上

景観の中で、道路や街路樹、公共建築物などの公共施設は、景観の背景となったり、時には地域のシンボルとなるなど、景観を構成する主要な要素の一つといえます。

そのため、公共施設については、景観における役割を積極的に活用し、良好な景観の形成に寄与するよう、整備及び管理することが重要です。

今後は、地域のまちづくりや所有者、管理者の異なる公共施設相互の事業調整や、関係機関との連携を強化し、個々の公共施設における良好な景観の形成はもとより、周辺を含めた都市空間全体の質の向上を推進します。また、これらを実現するため新たな府中市公共施設整備方針について検討します。

1 幹線道路の整備に合わせた沿道景観の形成

幹線道路の整備は、用地買収等により沿道の土地利用転換や街区変更が行われるなど、地域の景観に与える影響が大きいといえます。このため、都市計画道路の整備を契機に、沿道の景観まちづくりを進めるにあたり、早い段階で周辺住民等と協議し、まちづくりの取組を推進します。

また、都市計画道路などの公共事業を契機として、地域住民との協議により、府中市地域まちづくり条例に基づく「誘導地区」を指定し、沿道のまちづくりの誘導計画を策定します。

2 公共建築物のデザイン等

公共建築物は、誰もが利用する施設であることが多く、地域の景観形成における役割は今後高まると考えられます。そのため、地域の特性や文化を踏まえ、市民に親しまれる形態やデザイン、色彩などを持ったものとします。

また、市民に開放された広場や緑地の確保、周辺との連続性に配慮した境界部分の演出を目指します。

さらに、歴史的建造物の公共的活用、保全利用などを進めるとともに、新たに建設される公共施設なども地域のシンボルになることを目指します。